

兵庫県公報

平成26年3月18日 火曜日 第2577号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	7
○ 家畜の予防注射の実施（同）	8
○ 家畜伝染病の発生（同）	9
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	9
○ 保安林の指定の予定通知（同）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
○ 道路の区域の変更（同）	12
○ 自動車専用道路の指定（同）	12
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成26年近畿地方整備局告示第33号） （下水道課）	12
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知 事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	13
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	14
公 告	
○ 落札者等の公示（広報課）	14
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	17
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成21年分の収支報告書の要旨	19
○ 政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨	19
○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨	20
○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨	20
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	33
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	57
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	62
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	63
教育委員会規則	
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	78
○ 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	80

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）

昇格時号給対応表等の改正等のため、所要の改正を行うこととした。

●教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

教育職員免許法施行規則の一部改正により、保育士が幼稚園教諭免許状を取得するための特例が設けられたことに伴い、特例に係る教育職員免許状の申請に必要な書類を新たに追加する等所要の整備を行うこととした。

●学校教育法施行細則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

学校教育法施行令の一部改正に伴い、障害のある児童生徒の区域外就学等の届出に関する通知の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名
多可町	豊部地区



兵庫県告示第235号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成21年5月から平成24年11月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字城崎町結の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市大字城崎町結の一部
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成22年11月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字山南町小野尻の一部）小野尻調査区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字山南町小野尻の一部（小野尻調査区）
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市

- (2) 調査を行った期間
平成22年11月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市大字柏原町拳田の一部
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字柏原町拳田
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成22年11月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町北山、柏原町大新屋Ⅱ及び柏原町田路Ⅰの各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町北山、柏原町大新屋Ⅱ及び柏原町田路Ⅰの各一部
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成22年11月から平成25年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（大字山南町小野尻・小畑・山本の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市大字山南町小野尻・小畑・山本の一部
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成20年1月から平成21年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市賀集八幡の一部（賀集八幡2）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市賀集八幡の一部
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成25年10月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿（20122858602地区）
- (4) 調査を行った地域
新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成26年2月28日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町

- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成25年10月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿 (20122858603地区)
- (4) 調査を行った地域
新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成26年 2月28日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成25年11月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿 (20122858604地区)
- (4) 調査を行った地域
新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成26年 2月28日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成24年 5月から平成25年11月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿 (20122858605地区)
- (4) 調査を行った地域
新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成26年 2月28日



兵庫県告示第236号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第 6 条第 2 項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) 酵素免疫測定法
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査



兵庫県告示第237号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 搾乳の用に供する牛の結核病検査**(1) 実施の目的**

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査**(1) 実施の目的**

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

3 牛のブルセラ病検査**(1) 実施の目的**

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 急速凝集反応法
 - イ 酵素免疫測定法
 - ウ 補体結合反応検査
 - エ 疫学的検査
 - オ 臨床検査
 - カ 細菌検査
- 4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
神戸市西区、姫路市、洲本市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
 - イ リアルタイムPCR法
 - ウ ヨーニン検査
 - エ 酵素免疫測定法
 - オ 疫学的検査
 - カ 臨床検査
 - キ 細菌検査
- 5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
 - イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
 - オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
- ア 予備的抗体検出法
 - イ リアルタイムPCR法

- ウ ヨーニン検査
- エ 酵素免疫測定法
- オ 疫学的検査
- カ 臨床検査
- キ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ 酵素免疫測定法

7 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

- (1) 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
 - エ 細菌検査

8 県外に移動する蜜蜂の腐そ病検査

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査



兵庫県告示第238号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん

(4) 実施の期日

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)

イ ウイルス分離検査

ウ 酵素免疫測定法

エ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

(1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第239号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

- 4 実施の期日
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
- 5 注射の方法
炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第240号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成26年 3月 5日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町下石井字蔭ノ平1771、1772、1773の1、1773の2、1774、1775、1776の1から1776の3まで、1777、字横枕1788の1、1788の2、1789の1から1789の3まで、1790の1、1790の2、1791から1793まで、1829から1831まで、字ヒヘノ上1832、字ヒエノ上へ1833の1、1833の2、1834の1、1834の2、1835の1、1835の2、1836の1、1836の3、1837、字小ビエ1838の1、1838の2、字山田尻1778、1839の1、1839の2、1840から1845まで、字西山田1846、1848から1850まで、字南ノ岡1762、字チカウチ1781から1787まで、1796、1799から1801まで、字柴山1794、1795、1798の1、1798の2、1802、字マトバ1779の1、1779の2、1780
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蔭ノ平1772・字チカウチ1799・字柴山1802（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市日高町観音寺字櫛谷奥218の2、218の3、字梅ヶ谷334、335、335の1、336、336の1、336の2、337から343まで、343の1、344から346まで、346の1、347から353まで、353の1、354、355、355の1、356の1、356の2、357、360、360の1、字川原1340から1346まで、1349から1372まで、1372の1、1373から1375まで、1377から1380まで、1382から1389まで、1391、字本坊1392から1395まで、1398から1424まで、1427から1439まで、1439の1、1439の2、1440から1445まで、1450から1467まで、字寺谷1479、1509、1511から1513まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川原1366から1371まで、1372の1、1365・1389・字本坊1395・1404・1405・1463（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点 設置）

2 作業期間

平成26年 3月10日から同月31日まで

3 作業地域

神戸市兵庫区及び同市長田区地内



兵庫県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成26年 3月 3日から同月25日まで

3 作業地域
三木市の一部



兵庫県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加古川姫路線	加古川市八幡町上西条字播磨堂467番69から	旧	9.0から 25.0まで	594.0	
	同 市八幡町上西条字六反田614番2まで				
		新	14.0から 37.0まで	592.0	



兵庫県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 野口尾上線	加古川市野口町野口字土ブタイ795番4から	旧	13.0から 89.0まで	2,005.0	一部 予定地
	同 市野口町長砂字六人831番3まで				
	加古川市野口町水足字南山804番1から	新	7.0から 37.0まで	2,373.0	
	同 市野口町長砂字六人831番3まで				
	加古川市野口町水足字南山804番1から	新	12.0から 84.0まで	2,188.0	一部 予定地
	同 市野口町長砂字六人831番3まで				
	加古川市野口町水足字南山804番1から		7.0から	2,373.0	
	同 市野口町長砂字六人831番3まで		41.0まで		



兵庫県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月18日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市野口町坂元北1丁目24番から 同 市上荘町都染字東川上706番4まで	旧	10.0から 350.0まで	7,502.0	一部 予定地
		新	10.0から 350.0まで	7,502.0	一部 予定地



兵庫県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成26年 3月18日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 但東夜久野線	豊岡市但東町天谷字土橋28番20から 同 市但東町天谷字土橋28番15まで	旧	6.0から 34.0まで	806.0	
		新	6.0から 34.0まで 7.0から 97.0まで	806.0 752.0	予定地



兵庫県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。
その関係図書は、平成26年 3月18日から 2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
県道加古川小野線
- 2 指定する道路の部分
加古川市野口町坂元字一ツ松308番5から
同 市八幡町上西条字天王山306番235まで
- 3 指定する日
平成26年 3月23日



兵庫県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成26年近畿地方整備局告示第33号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業猪名川流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和41年11月 7日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第251号

平成 5年兵庫県告示第189号の 3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、平成26年 3月23日から施行する。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 (1) の表12の款を次のように改める。

12	東播磨道	第3種禁止地域等	加古川中央ジャンクション	八幡稲美ランプ	路端から200メートル以内の区域（加古川市道加古川中部幹線2号線のうち、県道野口尾上線との交点から戸ヶ池までの路端から南側100メートル以内の区域を除く。）	加古川中央ジャンクション	八幡稲美ランプ	路端から200メートル以内の区域（禁止地域等の区域を除く。）	加古川市
			八幡稲美ランプ	加古川市八幡町上西条地内 県道神戸加古川姫路線との交点	路端から100メートル以内の区域及び県道神戸加古川姫路線との交点の周囲100メートル以内の区域				加古川市

2 (2) の表75の款から78の款までを同表76の款から79の款までとし、同表74の款の次に次のように加える。

75	県道加古川小野線					加古川市野口町坂元地内国道2号との交点	東播磨道加古川中央ジャンクション	路端から100メートル以内の区域及び国道2号との交点の周囲100メートル以内の区域	加古川市
----	----------	--	--	--	--	---------------------	------------------	---	------

10(2)の表8の款から11の款までを同表9の款から12の款までとし、同表7の款の次に次のように加える。

8	県道加古川小野線	加古川市野口町坂元地内国道2号との交点	東播磨道加古川中央ジャンクション	路端から100メートル以内の区域及び国道2号との交点の周囲100メートル以内の区域	加古川市
---	----------	---------------------	------------------	---	------



兵庫県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画都市高速鉄道
西日本旅客鉄道山陽本線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
姫路市市之郷

公 告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公告する。

平成26年 3月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る業務名称及び数量
 - (1) 平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（姫路市の一部）
 - (2) 平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」各戸配布業務（宝塚市）
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 2月26日
- 4 落札者の名称及び住所
 - (1) らいふ広告 姫路市豊富町豊富400-1
 - (2) ジャパンメッセンジャーサービス株式会社 伊丹市大鹿6丁目68番地
- 5 落札金額
 - (1) 15,396,480円
 - (2) 7,186,060円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成26年 2月14日



随意契約の相手方等の公示

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 3月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る業務名称及び数量
県政資料館リニューアル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成26年 2月28日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社ディスプレイミワボシ 神戸市兵庫区大開通 3 丁目 1 番21号
- 5 随意契約に係る契約金額
2, 026, 500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成26年 2月18日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号による。



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町大中 1 丁目514番 1、514番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町北在家2242番地
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 7月 8 日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 -10号（25播磨）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市志染町広野 5 丁目242番 2、243番 1、243番 4、243番 5、244番 2、260番、261番、263番、265番、

267番、269番、271番、273番、274番 1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市志染町広野 5 丁目271
医療法人社団関田会 理事長 関 田 幹 雄
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 7月16日
兵庫県指令建指 第 1 - 1 号 (25三木)



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市古川町字ハザコ641番 1、642番 1、643番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市上滝野794番地の 1
シーズンライフ株式会社 代表取締役 辻 本 和 哉
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 9月11日
兵庫県指令北播 (加土) (建) 第 1 - 12号 (25小野)



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西治字北川1480番 1、1481番、1482番
同 郡同 町西治字高田1657番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町西治1703番地 1
大 西 正 誠
西宮市津門川町13番 5 - 1205号
大 西 健 祐
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年12月19日
兵庫県指令中播 (姫土) (建) 第 1 - 3 - 4 号 (25福崎)



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市黒崎町151番、152番、157番、158番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号

大阪瓦斯株式会社導管事業部 幹線建設プロジェクト部長 相 原 敬

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 1月31日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-20-2号（24赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第2工区）

朝来市山東町柿坪字向ヒ27番の一部、字十六83番の一部、字五反田753番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長 多 次 勝 昭

3 許可年月日及び許可番号

平成25年12月11日

兵庫県指令但馬（豊土）（建2）第1-1-4号（22朝来）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 3月18日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター所長 渡 邊 大 直

1 調達内容

(1) 工事名

漁業調査船「たじま」平成26年度第2回定期検査整備工事

(2) 工事の内容及び仕様

総トン数199トンの鋼製の漁業調査船「たじま」の平成26年度第2回定期検査整備工事一式仕様は入札説明書による。

(3) 履行期間 平成26年 4月14日（月）から同年 5月24日（土）まで

(4) 履行場所 請負造船所

(5) 入札方法

上記(1)の定期検査及び整備工事について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5
県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター 担当 福嶋
電話 (0796) 36-0395

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年3月18日(火)から同年4月3日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所
平成26年4月10日(木)午前11時30分 但馬水産技術センター 2階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして知事が定めるものによる入札については、平成26年4月9日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年4月8日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、平成26年4月3日(木)午後4時までに前記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年4月上旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した漁業調査船「たじま」の定期検査及び整備一般工事を施工できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Head of the procuring entity:

Hironao Watanabe, Director of Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Nature of the service to be required:

Regular inspection and maintenance services for a fisheries research vessel TAJIMA

(3) Contract fulfillment period:

From April 14, 2014 through May 24, 2014

(4) Contract fulfillment place:

Contracted dockyard

(5) Deadline for the tender application:

16:00 April 3, 2014

(6) Deadline for tender:

11:30 April 10, 2014 by direct delivery

17:00 April 9, 2014 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Fukushima, Tajima Fisheries Technology Institute

1126-5 Sakai, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6541

TEL (0796)36-0395

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成21年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西村敏弘後援会

報告年月日 25.09.24

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成22年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西村敏弘後援会

報告年月日 25. 09. 24

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（資金管理団体）

（単位 円）

松本修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

松 本 修

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 25. 10. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

西村敏弘後援会

報告年月日 25. 09. 24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

松崎雅彦後援会

報告年月日 25. 10. 03

1 収入総額	0
2 支出総額	0



兵庫県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成24年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 3月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（政党の支部）

(単位 円)

自由民主党明石支部

報告年月日 25. 11. 18

1 収入総額	2, 673, 329
前年繰越額	2, 673, 329
2 支出総額	0

自由民主党猪名川町支部

報告年月日 25. 11. 11

1 収入総額	993, 517
前年繰越額	504, 882
本年收入額	488, 635
2 支出総額	502, 238
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (145人)	160, 800
寄附	90, 000
個人分	90, 000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	37, 800
研修会	37, 800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200, 000
自由民主党兵庫県第五選挙区支部	200, 000
その他の収入	35
一件10万円未満のもの	35
4 支出の内訳	
経常経費	228, 379
人件費	110, 000
備品・消耗品費	18, 503
事務所費	99, 876
政治活動費	273, 859
組織活動費	140, 800
調査研究費	133, 059
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間5万円以下のもの	90, 000

自由民主党宝塚市支部

報告年月日 25. 09. 13

1 収入総額	1, 612, 804
前年繰越額	709, 804
本年收入額	903, 000
2 支出総額	707, 787
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	277, 000
宝塚市支部バス旅行参加費	277, 000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	626, 000
自由民主党兵庫県支部連合会	626, 000
4 支出の内訳	
経常経費	30, 990
事務所費	30, 990
政治活動費	676, 797

組織活動費	181,967
機関紙誌の発行その他の事業費	444,830
機関紙誌の発行事業費	17,430
その他の事業費	427,400
調査研究費	20,000
その他の経費	30,000

自由民主党南淡町支部

報告年月日 25.11.20

1 収入総額	795,136
前年繰越額	667,828
本年收入額	127,308
2 支出総額	159,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費（118人）	122,400
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	4,800
自由民主党本部	4,800
その他の収入	108
一件10万円未満のもの	108
4 支出の内訳	
経常経費	1,000
事務所費	1,000
政治活動費	158,000
組織活動費	158,000

自由民主党西支部

報告年月日 25.11.21

1 収入総額	586,132
前年繰越額	346,074
本年收入額	240,058
2 支出総額	282,800
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	240,000
自由民主党兵庫県第四選挙区支部	240,000
その他の収入	58
一件10万円未満のもの	58
4 支出の内訳	
政治活動費	282,800
組織活動費	240,000
機関紙誌の発行その他の事業費	42,800
その他の事業費	42,800

自由民主党兵庫県芦屋市第三支部

報告年月日 25.11.26

1 収入総額	2,950,929
前年繰越額	110,929
本年收入額	2,840,000
2 支出総額	2,916,300
3 本年收入の内訳	
借入金	2,000,000

畑 中 俊 彦	2,000,000
その他の収入	840,000
家賃収入	840,000
4 支出の内訳	
経常経費	2,916,300
光熱水費	98,273
事務所費	2,818,027
5 資産等の内訳	
(借入金)	
畑 中 俊 彦	2,800,000

自由民主党兵庫県尼崎市第四支部

報告年月日 25.11.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県えびす会支部

報告年月日 25.11.21

1 収入総額	27,060,003
前年繰越額	27,060,003
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県歯科技工士会支部

報告年月日 25.10.11

1 収入総額	206,000
本年収入額	206,000
2 支出総額	206,000
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (57人)	206,000
4 支出の内訳	
政治活動費	206,000
寄附・交付金	206,000

自由民主党兵庫県第二選挙区支部

報告年月日 25.11.21

1 収入総額	7,497,491
前年繰越額	6,371,512
本年収入額	1,125,979
2 支出総額	799,320
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,125,000
自由民主党本部	1,125,000
その他の収入	979
一件10万円未満のもの	979
4 支出の内訳	
経常経費	2,520
事務所費	2,520
政治活動費	796,800
機関紙誌の発行その他の事業費	796,800
宣伝事業費	796,800

自由民主党兵庫県西宮市第一支部

報告年月日 25. 11. 25

1 収入総額		300,000
前年繰越額		87,285
本年收入額		212,715
2 支出総額		300,000
3 本年收入の内訳		
寄附		212,715
個人分		212,715
4 支出の内訳		
経常経費		300,000
事務所費		300,000
5 寄附の内訳		
(個人分)		
田 中 章 博	212,715	西宮市

自由民主党福崎町支部

報告年月日 25. 09. 03

1 収入総額		0
2 支出総額		0

自由民主党北淡支部

報告年月日 25. 11. 13

1 収入総額		477,183
前年繰越額		477,183
2 支出総額		0

自由民主党三原支部

報告年月日 25. 11. 22

1 収入総額		0
2 支出総額		0

自由民主党村岡支部

報告年月日 25. 11. 29

1 収入総額		674,755
前年繰越額		68,942
本年收入額		605,813
2 支出総額		416,000
3 本年收入の内訳		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		605,800
自由民主党兵庫県支部連合会		405,800
自由民主党兵庫県第五選挙区支部		200,000
その他の収入		13
一件10万円未満のもの		13
4 支出の内訳		
政治活動費		416,000
組織活動費		416,000

日本維新の会衆議院兵庫県第3選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	新原秀人
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	25.11.11
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（資金管理団体）

（単位 円）

芦屋の風

資金管理団体の届出をした者の氏名	畑中俊彦
資金管理団体の届出に係る公職の種類	芦屋市議会議員
報告年月日	25.11.26
1 収入総額	3,173
前年繰越額	3,173
2 支出総額	0

川上八郎をはげます会

資金管理団体の届出をした者の氏名	川上八郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	伊丹市議会議員
報告年月日	25.12.02
1 収入総額	0
2 支出総額	0

菊川龍之介後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	菊川龍之介
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員
報告年月日	25.10.16
1 収入総額	40,000
前年繰越額	40,000
2 支出総額	0

北芝政文後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	北芝政文
資金管理団体の届出に係る公職の種類	三木市議会議員
報告年月日	25.09.06
1 収入総額	0
2 支出総額	0

クローバークラブ

資金管理団体の届出をした者の氏名	村上道代
資金管理団体の届出に係る公職の種類	伊丹市議会議員
報告年月日	25.09.11
1 収入総額	97,967
前年繰越額	97,967
2 支出総額	0

田中あきひろと兵庫県政を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名	田中章博
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員

報告年月日 25.11.25

1 収入総額	7,650
前年繰越額	7,650
2 支出総額	0

長岡壮壽後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

長岡壮壽

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 25.12.24

1 収入総額	2,167,178
前年繰越額	2,067,178
本年收入額	100,000
2 支出総額	396,000
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000
個人分	100,000
4 支出の内訳	
経常経費	396,000
人件費	360,000
光熱水費	12,000
備品・消耗品費	12,000
事務所費	12,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間5万円以下のもの	100,000

阪神経済フォーラム

資金管理団体の届出をした者の氏名

近石武夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

宝塚市議会議員

報告年月日 25.12.13

1 収入総額	2,735,000
前年繰越額	2,735,000
2 支出総額	0

松本修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

松本修

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 25.10.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

遙山会

資金管理団体の届出をした者の氏名

池畑浩太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 25.11.19

1 収入総額	791
前年繰越額	791
2 支出総額	0

収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

愛相会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号
及び第2号

公職の候補者の氏名

浜 田 愛 弥

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 25.09.20

1 収入総額		10,000
本年收入額		10,000
2 支出総額		10,000
3 本年收入の内訳		
寄附		10,000
個人分		10,000
4 支出の内訳		
経常経費		10,000
事務所費		10,000
5 寄附の内訳		
(個人分)		
年間5万円以下のもの	10,000	

味口としゆき後援会

報告年月日 25.11.11

1 収入総額		0
2 支出総額		0

有本正彦後援会

報告年月日 25.12.18

1 収入総額		29,895
前年繰越額		29,895
2 支出総額		0

育雅会 (西村雅文を育てる会)

報告年月日 25.09.02

1 収入総額		700
前年繰越額		700
2 支出総額		0

大西ひでき後援会

報告年月日 25.10.15

1 収入総額		22,700
本年收入額		22,700
2 支出総額		22,700
3 本年收入の内訳		
寄附		22,700
個人分		22,700
4 支出の内訳		
政治活動費		22,700
機関紙誌の発行その他の事業費		22,700
機関紙誌の発行事業費		22,700
5 寄附の内訳		

(個人分)

年間5万円以下のもの

22,700

大前まさひろ後援会

報告年月日 25.11.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岡本修平と市川町を拓く会

報告年月日 25.09.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岸野弘後援会

報告年月日 25.09.06

1 収入総額	0
2 支出総額	0

北岡ひろし後援会

報告年月日 25.11.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

きだ結後援会

報告年月日 25.11.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

くすもと美紀後援会

報告年月日 25.09.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

久保宗一後援会

報告年月日 25.09.05

1 収入総額	102,813
前年繰越額	2,813
本年收入額	100,000
2 支出総額	9,396
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000
政治団体分	100,000
4 支出の内訳	
経常経費	9,396
事務所費	9,396
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
民主党兵庫県総支部連合会	100,000 神戸市中央区

栗本一水後援会

報告年月日 25.10.17

1 収入総額	107,222
前年繰越額	107,222
2 支出総額	0

重松英二後援会

報告年月日 25.09.02

1 収入総額	116,450
本年收入額	116,450
2 支出総額	116,450
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (55人)	55,000
寄附	61,450
個人分	61,450
4 支出の内訳	
政治活動費	116,450
組織活動費	116,450
5 寄附の内訳	
(個人分)	
重 松 英 二	61,450 赤穂市

首藤よしたか後援会

報告年月日 25.09.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

住田由之輔後援会

報告年月日 25.09.02

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大好き赤穂21世紀の会 (ふじ友とし男後援会)

報告年月日 25.09.09

1 収入総額	141,236
前年繰越額	91,236
本年收入額	50,000
2 支出総額	103,200
3 本年收入の内訳	
寄附	50,000
個人分	50,000
4 支出の内訳	
政治活動費	103,200
機関紙誌の発行その他の事業費	103,200
宣伝事業費	103,200
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間5万円以下のもの	50,000

大日本國勇社

報告年月日 25.12.05

1 収入総額	0
2 支出総額	0

宝塚再生・市民の会

報告年月日 25.09.10

1 収入総額	159,376
前年繰越額	159,350
本年收入額	26
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	26
一件10万円未満のもの	26

田中あきひろ後援会

報告年月日 25.11.28

1 収入総額	230,994
前年繰越額	230,994
2 支出総額	230,994
3 支出の内訳	
経常経費	230,994
事務所費	230,994

田村たくじ後援会

報告年月日 25.12.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

近石たけおを育てる会

報告年月日 25.12.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

つかはら照一後援会

報告年月日 25.09.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

仲間一成後援会

報告年月日 25.10.15

1 収入総額	127,855
前年繰越額	127,855
2 支出総額	0

西ただす後援会

報告年月日 25.11.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

にしたに八郎治後援会

報告年月日 25.09.25

1 収入総額	51,442
前年繰越額	51,442
2 支出総額	0
西村敏弘後援会	
報告年月 25.09.24	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
西脇ひでたか後援会	
報告年月日 25.12.09	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
練木恵子後援会	
報告年月日 25.11.15	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
萩原ただすけ後援会	
報告年月日 25.12.06	
1 収入総額	158,953
前年繰越額	58,953
本年收入額	100,000
2 支出総額	79,643
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000
個人分	100,000
4 支出の内訳	
経常経費	79,643
光熱水費	12,125
備品・消耗品費	35,622
事務所費	31,896
5 寄附の内訳	
(個人分)	
萩原唯典	100,000 姫路市
兵庫県歯科技工士連盟	
報告年月日 25.10.11	
1 収入総額	758,519
前年繰越額	290,341
本年收入額	468,178
2 支出総額	348,480
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (235人)	262,178
寄附	206,000
政治団体分	206,000
4 支出の内訳	
経常経費	50,477
人件費	36,000

光熱水費		8,000
備品・消耗品費		1,477
事務所費		5,000
政治活動費		298,003
組織活動費		48,080
選挙関係費		20,000
寄附・交付金		206,000
その他の経費		23,923
5 寄附の内訳		
(政治団体分)		
自由民主党兵庫県歯科技工士会支部	206,000	神戸市兵庫区
福田こうじ後援会		
報告年月日	25.11.11	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
藤原あきら後援会		
報告年月日	25.09.09	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
松崎雅彦後援会		
報告年月日	25.10.03	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
松本かおりを励ます会		
報告年月日	25.09.24	
1 収入総額		88,227
前年繰越額		88,215
本年收入額		12
2 支出総額		0
3 本年收入の内訳		
その他の収入		12
一件10万円未満のもの		12
松本のり子後援会		
報告年月日	25.11.11	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
まとは信幸後援会		
報告年月日	25.09.02	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
丸岡てつや後援会		
報告年月日	25.12.20	
1 収入総額		3,285,348

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

平成24年解散分

河南博後援会

報告年月日 25. 09. 05

期間 24. 01. 01～24. 05. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（政党の支部）

(単位 円)

平成25年解散分

自由民主党神崎町支部

報告年月日 25. 03. 06

期間 25. 01. 01～25. 03. 06

1 収入総額	20,220
前年繰越額	20,220
2 支出総額	20,000
3 支出の内訳	
政治活動費	20,000
組織活動費	20,000

自由民主党須磨支部新須磨分会

報告年月日 25. 05. 16

期間 25. 01. 01～25. 05. 16

1 収入総額	598,491
前年繰越額	598,491
2 支出総額	580,861
3 支出の内訳	
経常経費	139,210
人件費	75,000
備品・消耗品費	14,210
事務所費	50,000
政治活動費	441,651
組織活動費	277,015
機関紙誌の発行その他の事業費	164,636
宣伝事業費	164,636

自由民主党兵庫県傷痍軍人会支部

報告年月日 25. 04. 22

期間 25. 01. 01～25. 03. 31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

自由民主党兵庫県第十二選挙区支部

報告年月日 25. 09. 03

期間 25. 01. 01～25. 08. 26

1 収入総額	2,955,038
--------	-----------

前年繰越額		1,526,052
本年收入額		1,428,986
2 支出総額		2,955,038
3 本年收入の内訳		
寄附		1,420,316
個人分		1,420,316
その他の収入		8,670
一件10万円未満のもの		8,670
4 支出の内訳		
経常経費		1,950,451
光熱水費		91,199
備品・消耗品費		450,195
事務所費		1,409,057
政治活動費		1,004,587
組織活動費		9,900
機関紙誌の発行その他の事業費		994,687
宣伝事業費		994,687
5 寄附の内訳		
(個人分)		
岡 崎 晃	1,420,316	たつの市

自由民主党兵庫県大樹支部

報告年月日 25.12.26

期間 25.01.01～25.12.26

1 収入総額		2,117,852
前年繰越額		2,117,295
本年收入額		557
2 支出総額		2,117,852
3 本年收入の内訳		
その他の収入		557
一件10万円未満のもの		557
4 支出の内訳		
経常経費		300
事務所費		300
政治活動費		2,117,552
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)		2,009,961
組織活動費		107,591
寄附・交付金		2,009,961

日本維新の会兵庫県第4区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

清 水 貴 之

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.04.08

期間 25.01.01～25.03.31

1 収入総額		0
2 支出総額		0

民主党兵庫県参議院選挙区第3総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名	辻 泰 弘	
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	
報告年月日	25. 12. 09	
期間	25. 01. 01～25. 12. 01	
1 収入総額		90,687,839
前年繰越額		11,797,912
本年收入額		78,889,927
2 支出総額		90,687,839
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費 (1,404人)		1,904,000
寄附		34,985,016
個人分		419,016
団体分		1,110,000
政治団体分		33,456,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		42,000,000
民主党本部		42,000,000
その他の収入		911
一件10万円未満のもの		911
4 支出の内訳		
経常経費		22,768,235
人件費		8,428,900
光熱水費		196,024
備品・消耗品費		2,652,907
事務所費		11,490,404
政治活動費		67,919,604
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)		22,377,000
組織活動費		4,843,259
選挙関係費		11,078,435
機関紙誌の発行その他の事業費		14,284,557
機関紙誌の発行事業費		14,222,607
宣伝事業費		61,950
寄附・交付金		37,697,968
その他の経費		15,385
5 寄附の内訳		
(個人分)		
辻 泰 弘	344,016	神戸市中央区
年間5万円以下のもの	75,000	
(団体分)		
日本私鉄労働組合総連合会	600,000	東京都港区
全自交労連	100,000	同 都渋谷区
全国林野関連労働組合	100,000	同 都千代田区
年間5万円以下のもの	310,000	
(政治団体分)		
兵庫県医師連盟	20,000,000	神戸市中央区
兵庫県医療福祉政策研究フォーラム	1,500,000	川西市
兵庫民社	756,000	神戸市中央区
民社協会	1,000,000	東京都港区
高砂市医師連盟	100,000	高砂市
兵庫県歯科医師連盟	300,000	神戸市中央区
三木市医師連盟	500,000	三木市

神戸市医師連盟	2,000,000	神戸市中央区
小野市・加東市医師連盟	500,000	小野市
南あわじ市医師連盟	200,000	南あわじ市
明石市医師連盟	2,000,000	明石市
宝塚市医師連盟	1,200,000	宝塚市
川西市医師連盟	1,000,000	川西市
姫路市医師連盟	300,000	姫路市
日本弁護士政治連盟	100,000	東京都千代田区
尼崎市歯科医師連盟	100,000	尼崎市
JAM政治連盟	300,000	東京都港区
尼崎市医師連盟	1,000,000	尼崎市
全国社会保険労務士政治連盟	200,000	東京都中央区
加古川医師連盟	100,000	加古川市
兵庫県薬剤師連盟	300,000	神戸市中央区

民主党兵庫県第4区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

高橋 昭一

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.03.29

期間 25.01.01～25.03.29

1 収入総額		672,498
前年繰越額		568,301
本年收入額		104,197
2 支出総額		672,498
3 本年收入の内訳		
寄附		104,197
個人分		104,197
4 支出の内訳		
経常経費		622,498
人件費		290,605
備品・消耗品費		159,693
事務所費		172,200
政治活動費		50,000
機関紙誌の発行その他の事業費		50,000
機関紙誌の発行事業費		50,000
5 寄附の内訳		
(個人分)		
高橋 昭一	104,197	神戸市西区

みんなの党尼崎市議会第1支部

報告年月日 25.06.27

期間 25.05.01～25.06.27

1 収入総額		0
2 支出総額		0

みんなの党神戸市会第5支部

報告年月日 25.03.27

期間 25.01.01～25.03.27

1 収入総額		0
--------	--	---

2 支出総額 0

みんなの党神戸市会第4支部

報告年月日 25.08.22

期間 25.01.01～25.08.20

1 収入総額 0

2 支出総額 0

みんなの党参議院兵庫県第2支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

下 村 英里子

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 25.10.21

期間 25.07.01～25.10.17

1 収入総額 1,581,615

 本年收入額 1,581,615

2 支出総額 1,581,615

3 本年收入の内訳

 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 1,581,615

 みんなの党兵庫県第1区支部 1,581,615

4 支出の内訳

 経常経費 743,262

 光熱水費 11,624

 備品・消耗品費 45,373

 事務所費 686,265

 政治活動費 838,353

 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出) 41,530

 組織活動費 286,526

 選挙関係費 551,827

みんなの党兵庫県議会第6支部

報告年月日 25.12.16

期間 25.01.01～25.12.16

1 収入総額 7,652

 前年繰越額 7,652

2 支出総額 0

収支報告書の要旨 (資金管理団体)

(単位 円)

平成25年解散分

阿部昭後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

阿 部 昭

資金管理団体の届出に係る公職の種類

上郡町議会議員

報告年月日 25.01.21

期間 25.01.01～25.01.21

1 収入総額 82

 前年繰越額 82

2 支出総額 0

いが央(ひろし)ネットワーククラブ略称(後援会)

資金管理団体の届出をした者の氏名	伊賀 央
資金管理団体の届出に係る公職の種類	豊岡市議会議員
報告年月日	25.06.17
期間	25.01.01～25.04.01
1 収入総額	56,130
前年繰越額	56,130
2 支出総額	56,130
3 支出の内訳	
経常経費	28,130
備品・消耗品費	28,130
政治活動費	28,000
組織活動費	28,000

美しい神戸の会

資金管理団体の届出をした者の氏名	長瀬 猛
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員
報告年月日	25.07.31
期間	25.01.01～25.07.31
1 収入総額	1,508,494
前年繰越額	1,508,494
2 支出総額	0
3 資産等の内訳	
(借入金)	
長瀬 宏子	7,000,000

大矢たくじ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	大矢 卓志
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日	25.03.26
期間	25.01.01～25.03.11
1 収入総額	31,650
前年繰越額	31,132
本年收入額	518
2 支出総額	31,650
3 本年收入の内訳	
寄附	518
個人分	518
4 支出の内訳	
政治活動費	31,650
組織活動費	31,650
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間5万円以下のもの	518

岡崎晃後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	岡崎 晃
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号 及び第2号
公職の候補者の氏名	岡崎 晃

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 25.10.17

期間 25.01.01～25.10.15

1 収入総額	4,088,223
前年繰越額	450,770
本年收入額	3,637,453
2 支出総額	4,088,223
3 本年收入の内訳	
寄附	3,637,426
個人分	3,637,426
その他の収入	27
一件10万円未満のもの	27
4 支出の内訳	
経常経費	2,520,990
人件費	1,091,120
光熱水費	42,118
備品・消耗品費	690,814
事務所費	696,938
政治活動費	1,567,233
組織活動費	939,269
機関紙誌の発行その他の事業費	627,964
宣伝事業費	627,964
5 寄附の内訳	
(個人分)	
岡崎晃	3,637,426 たつの市

岡やすえの会

資金管理団体の届出をした者の氏名

岡 康 榮

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 25.03.25

期間 25.01.01～25.03.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

葛西利延後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

葛 西 利 延

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 25.05.16

期間 25.01.01～25.05.16

1 収入総額	814,012
前年繰越額	814,012
2 支出総額	730,387
3 支出の内訳	
経常経費	365,562
人件費	300,000
備品・消耗品費	15,562
事務所費	50,000
政治活動費	364,825
組織活動費	184,610
機関紙誌の発行その他の事業費	180,215

宣伝事業費		180,215
康雄会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	井 手 康 雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	神戸市議会議員	
報告年月日	25.07.16	
期間	25.01.01～25.07.01	
1 収入総額		194
前年繰越額		194
2 支出総額		0
阪上さとき後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	阪 上 聡 樹	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	伊丹市長	
報告年月日	25.03.06	
期間	25.01.18～25.02.20	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
高市和子後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	高 市 和 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宝塚市議会議員	
報告年月日	25.03.28	
期間	25.01.01～25.03.28	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
高橋昭一後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	高 橋 昭 一	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号 及び第2号	
公職の候補者の氏名	高 橋 昭 一	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
報告年月日	25.05.28	
期間	25.01.01～25.05.25	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
たかはま黄太とチームあまがさき		
資金管理団体の届出をした者の氏名	高 濱 黄 太	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	尼崎市議会議員	
報告年月日	25.06.27	
期間	26.02.21～25.06.26	
1 収入総額		1,711,160
前年繰越額		17,632
本年收入額		1,693,528
2 支出総額		1,711,160
3 本年收入の内訳		
寄附		1,693,528

個人分		1,693,528
4 支出の内訳		
經常経費		439,866
人件費		158,000
光熱水費		6,999
事務所費		274,867
政治活動費		1,271,294
機関紙誌の発行その他の事業費		1,021,294
機関紙誌の発行事業費		1,021,294
寄附・交付金		250,000
5 寄附の内訳		
(個人分)		
高濱芳子	1,500,000	京都市左京区
高濱黄太	193,528	尼崎市

田中あきひろと兵庫県政を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 25.11.25
 期間 25.01.01～25.11.25

田中章博
 兵庫県議会議員

1 収入総額		7,650
前年繰越額		7,650
2 支出総額		0

松本修後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 25.10.15
 期間 25.01.01～25.10.15

松本修
 神戸市議会議員

1 収入総額		0
2 支出総額		0

安居圭一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 25.08.21
 期間 25.01.01～25.08.21

安居圭一
 三木市議会議員

1 収入総額		88,549
前年繰越額		88,549
2 支出総額		0

米田まさあき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 25.03.27
 期間 25.01.01～25.03.27

米田和哲
 神戸市議会議員

1 収入総額		0
2 支出総額		0

収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

平成25年解散分

あかしKizuna会

報告年月日 25.02.19

期間 25.01.01～25.02.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

赤松はつお後援会

報告年月日 25.08.21

期間 25.01.01～25.07.31

1 収入総額	10,969
前年繰越額	10,969
2 支出総額	0

秋田修一後援会

報告年月日 25.04.03

期間 25.01.01～25.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

明日の三田をつくる会

報告年月日 25.03.21

期間 25.01.01～25.03.21

1 収入総額	10,645
前年繰越額	10,645
2 支出総額	0

安当会

報告年月日 25.08.21

期間 25.01.01～25.08.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

池本道治後援会

報告年月日 25.08.23

期間 25.01.01～25.08.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

市野忠志後援会

報告年月日 25.03.11

期間 25.01.01～25.03.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

伊藤仁後援会

報告年月日 25.05.08

期間 25.01.01～25.04.02

1 収入総額	56,956
--------	--------

前年繰越額		56,956
2 支出総額		0
今西えいじ後援会		
報告年月日	25.03.29	
期間	25.01.01～25.03.01	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
岩崎たつお後援会		
報告年月日	25.12.24	
期間	25.01.01～25.12.20	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
大上正司後援会		
報告年月日	25.06.21	
期間	25.01.01～25.05.31	
1 収入総額		43,922
前年繰越額		34,824
本年收入額		9,098
2 支出総額		43,922
3 本年收入の内訳		
寄附		9,098
個人分		9,098
4 支出の内訳		
政治活動費		43,922
機関紙誌の発行その他の事業費		43,922
機関紙誌の発行事業費		43,922
5 寄附の内訳		
(個人分)		
年間5万円以下のもの	9,098	
岡谷邦人後援会		
報告年月日	25.03.21	
期間	25.01.01～25.03.21	
1 収入総額		465
前年繰越額		465
2 支出総額		0
奥光男後援会		
報告年月日	25.04.23	
期間	25.01.01～25.04.10	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
改政友の会		
報告年月日	25.06.12	
期間	25.01.01～25.06.02	
1 収入総額		14,825

前年繰越額	14,825
2 支出総額	6,612
3 支出の内訳	
政治活動費	6,612
組織活動費	6,612

かしわら収二励ます会

報告年月日 25.04.01

期間 25.01.01～25.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

活力あるふるさと龍野をつくる会

報告年月日 25.10.31

期間 25.01.01～25.10.28

1 収入総額	543,378
前年繰越額	543,378
2 支出総額	543,378
3 支出の内訳	
経常経費	543,378
備品・消耗品費	200,000
事務所費	343,378

川崎洋光後援会

報告年月日 25.06.11

期間 25.01.01～25.05.31

1 収入総額	46,910
前年繰越額	46,910
2 支出総額	0

上道正明後援会

報告年月日 25.11.01

期間 25.01.01～25.11.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

北尾行雄後援会

報告年月日 25.04.25

期間 25.01.01～25.04.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化石田一男後援会

報告年月日 25.12.25

期間 25.01.01～25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化小久保正雄後援会

報告年月日 25.12.25

期間 25.01.01～25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化小林昭後援会

報告年月日 25.12.25

期間 25.01.01～25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化永田秀一後援会

報告年月日 25.12.25

期間 25.01.01～25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

郷土美化南淡路島後援会

報告年月日 25.12.25

期間 25.01.01～25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

こうたろう後援会

報告年月日 25.03.29

期間 25.01.01～25.03.29

1 収入総額	15,133
前年繰越額	15,133
2 支出総額	0

高本勤後援会

報告年月日 25.03.28

期間 25.01.01～25.03.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

国民の生活が第一兵庫県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

報告年月日 25.02.27

期間 25.01.01～25.02.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

法第19条の7第1項第1号

有年真記

衆議院議員

五条正仁後援会

報告年月日 25.07.31

期間 25.01.01～25.07.31

1 収入総額	76,137
前年繰越額	2,321
本年收入額	73,816

2	支出総額		76,137
3	本年收入の内訳		
	寄附		73,816
	個人分		73,816
4	支出の内訳		
	経常経費		39,587
	光熱水費		8,457
	備品・消耗品費		15,770
	事務所費		15,360
	政治活動費		36,550
	組織活動費		36,550
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	五 条 正 仁	73,816	淡路市

小寺政広後援会

報告年月日 25.12.12

期間 25.01.01～25.11.30

1	収入総額		0
2	支出総額		0

酒井一憲後援会

報告年月日 25.08.23

期間 25.01.01～25.08.23

1	収入総額		60,056
	前年繰越額		60,056
2	支出総額		0

桜井公晴後援会

報告年月日 25.03.19

期間 25.01.01～25.03.19

1	収入総額		0
2	支出総額		0

佐藤陽太後援会

報告年月日 25.12.27

期間 25.01.01～25.12.27

1	収入総額		0
2	支出総額		0

塩沢岩光を支援する会

報告年月日 25.03.04

期間 25.01.01～25.02.28

1	収入総額		0
2	支出総額		0

市政の流れを変える市民の会

報告年月日 25.08.30

期間 25.01.01～25.08.30

1	収入総額		0
---	------	--	---

2 支出総額	0
市民自治のまち三田をつくる会	
報告年月日	25.04.01
期間	25.01.01～25.03.31
1 収入総額	0
2 支出総額	0
白谷敏明後援会	
報告年月日	25.03.26
期間	25.01.01～25.03.25
1 収入総額	178,768
前年繰越額	178,768
2 支出総額	0
白谷敏明をサポートする会	
報告年月日	25.03.26
期間	25.01.01～25.03.25
1 収入総額	19,455
前年繰越額	19,455
2 支出総額	0
新たつのをつくる会	
報告年月日	25.10.31
期間	25.01.01～25.10.17
1 収入総額	0
2 支出総額	0
新日本製鉄広畑労働組合政治活動委員会	
報告年月日	25.02.26
期間	25.01.01～25.02.20
1 収入総額	836,949
前年繰越額	836,877
本年收入額	72
2 支出総額	836,949
3 本年收入の内訳	
その他の収入	72
一件10万円未満のもの	72
4 支出の内訳	
政治活動費	836,949
寄附・交付金	836,949
住みよい上郡町をつくる会	
報告年月日	25.12.02
期間	25.01.01～25.11.30
1 収入総額	11,942
前年繰越額	11,942
2 支出総額	0
青春党	

報告年月日	25. 12. 20	
期間	25. 06. 19～25. 12. 20	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
税理士による戸井田徹後援会		
報告年月日	25. 04. 26	
期間	25. 01. 01～25. 03. 31	
1 収入総額		669, 330
前年繰越額		645, 278
本年收入額		24, 052
2 支出総額		91, 333
3 本年收入の内訳		
その他の収入		24, 052
一件10万円未満のもの		24, 052
4 支出の内訳		
政治活動費		91, 333
組織活動費		91, 333
高嶋利憲後援会		
報告年月日	25. 09. 03	
期間	25. 01. 01～25. 08. 23	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
高田富三後援会		
報告年月日	25. 08. 21	
期間	25. 01. 01～25. 07. 31	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
竹内つなとし後援会		
報告年月日	25. 04. 11	
期間	25. 01. 01～25. 04. 10	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
田中あきひろ後援会		
報告年月日	25. 11. 28	
期間	25. 01. 01～25. 11. 25	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
谷内利昭後援会		
報告年月日	25. 03. 21	
期間	25. 01. 22～25. 03. 21	
1 収入総額		268, 645
本年收入額		268, 645
2 支出総額		268, 645
3 本年收入の内訳		

寄附	268,645
個人分	268,645
4 支出の内訳	
政治活動費	268,645
組織活動費	268,645
5 寄附の内訳	
(個人分)	
谷 内 利 昭	268,645 赤穂市

田野哲夫を励ます会

報告年月日 25.05.07

期間 25.01.01～25.05.02

1 収入総額	383,780
前年繰越額	32,337
本年收入額	351,443
2 支出総額	383,780
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (19人)	19,000
寄附	332,443
個人分	332,443
4 支出の内訳	
経常経費	37,660
備品・消耗品費	37,660
政治活動費	346,120
機関紙誌の発行その他の事業費	346,120
機関紙誌の発行事業費	306,180
その他の事業費	39,940
5 寄附の内訳	
(個人分)	
田 野 哲 夫	232,443 美方郡香美町
田 野 平八郎	100,000 同 郡同 町

田村たくじ後援会

報告年月日 25.12.20

期間 25.01.01～25.12.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

丹波みらいの会

報告年月日 25.05.31

期間 25.01.01～25.05.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田路勝と共に宍粟市を考える会

報告年月日 25.02.05

期間 25.01.01～25.02.05

1 収入総額	84,644
前年繰越額	84,644
2 支出総額	0

なかしま修市後援会

報告年月日 25.03.13

期間 25.01.01～25.03.13

1 収入総額	713,102
前年繰越額	713,102
2 支出総額	0

中島たかおを育てる会

報告年月日 25.01.24

期間 25.01.01～25.01.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中塚和夫後援会

報告年月日 25.04.30

期間 25.01.01～25.04.29

1 収入総額	120,000
前年繰越額	120,000
2 支出総額	0

なかよしの党藤野静後援会

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号
及び第2号

公職の候補者の氏名

藤野 静

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 25.08.21

期間 25.04.08～25.07.25

1 収入総額	4,683,167
本年收入額	4,683,167
2 支出総額	4,683,167
3 本年收入の内訳	
寄附	4,683,082
個人分	4,683,082
その他の収入	85
一件10万円未満のもの	85
4 支出の内訳	
経常経費	36,388
光熱水費	464
備品・消耗品費	15,924
事務所費	20,000
政治活動費	4,646,779
組織活動費	147,124
寄附・交付金	4,498,300
その他の経費	1,355
5 寄附の内訳	
(個人分)	
中 川 勢津子	216,000 神戸市中央区
溝 口 茂登子	282,000 たつの市
足 立 ひとみ	109,000 丹波市

浜 田 小夜子	192,000	神戸市灘区
藤 井 由美子	191,000	同 市西区
松 本 雅 子	192,000	たつの市
宇都宮 康 子	205,000	姫路市
田 中 妙 子	75,000	神戸市中央区
永 井 久美子	289,000	同 市垂水区
上 田 まゆみ	196,000	姫路市
山 本 幸 子	220,000	相生市
富士田 理恵子	211,000	高砂市
柴 田 恵 子	120,000	尼崎市
川 西 勝 子	69,000	神戸市垂水区
小 山 みち子	116,000	加古郡稲美町
曾 谷 真寿美	67,000	たつの市
楠 理恵子	63,000	宝塚市
佐 野 けい子	155,000	神戸市西区
杉 本 久美江	61,000	美方郡新温泉町
河 場 優 子	184,000	高砂市
足 尾 梅 子	100,000	加古川市
野 村 芙佐子	92,000	加古郡稲美町
井 上 真 澄	52,000	美方郡新温泉町
年間5万円以下のもの	1,226,082	

西垣好博後援会

報告年月日 25.06.27

期間 25.01.01～25.06.27

1 収入総額	27,220
前年繰越額	27,220
2 支出総額	0

西田正則後援会

報告年月日 25.10.31

期間 25.01.01～25.10.28

1 収入総額	1,207,508
前年繰越額	1,207,508
2 支出総額	1,207,508
3 支出の内訳	
経常経費	1,207,508
備品・消耗品費	707,508
事務所費	500,000

西村敏弘後援会

報告年月日 25.09.24

期間 25.01.01～25.09.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西村禮治後援会

報告年月日 25.03.08

期間 25.01.01～25.02.23

1 収入総額	150,490
--------	---------

前年繰越額	150,490
2 支出総額	0
ニュータウンから三田市政を考える会	
報告年月日 25.03.08	
期間 25.01.01～25.03.08	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
仁部寿夫後援会	
報告年月日 25.12.25	
期間 25.01.01～25.12.25	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
蓮池洋美後援会	
報告年月日 25.09.30	
期間 25.01.01～25.09.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
はやせ正之後援会	
報告年月日 25.11.07	
期間 25.01.01～25.10.10	
1 収入総額	48,586
前年繰越額	48,578
本年收入額	8
2 支出総額	48,586
3 本年收入の内訳	
その他の収入	8
一件10万円未満のもの	8
4 支出の内訳	
政治活動費	48,586
その他の経費	48,586
広瀬けんいち後援会	
報告年月日 25.10.01	
期間 25.01.01～25.09.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
深尾ひろかず後援会	
報告年月日 25.08.30	
期間 25.01.01～25.08.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
藤田ひろゆき後援会	
報告年月日 25.03.08	
期間 25.01.01～25.03.08	

1 収入総額	0
2 支出総額	0
古川くにお後援会	
報告年月日 25.03.26	
期間 25.01.01～25.03.26	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
松尾文雄後援会	
報告年月日 25.08.30	
期間 25.01.01～25.08.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
松崎雅彦後援会	
報告年月日 25.10.03	
期間 25.01.01～25.10.01	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
万里子の会	
報告年月日 25.09.10	
期間 25.01.01～25.09.08	
1 収入総額	5,281
前年繰越額	5,281
2 支出総額	5,281
3 支出の内訳	
政治活動費	5,281
その他の経費	5,281
村上昇後援会	
報告年月日 25.02.15	
期間 25.01.01～25.02.15	
1 収入総額	12,924
前年繰越額	12,924
2 支出総額	0
むろい秀子後援会	
国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号 及び第2号
公職の候補者の氏名	室 井 秀 子
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 25.08.30	
期間 25.01.01～25.07.31	
1 収入総額	103,281
前年繰越額	103,281
2 支出総額	103,281
3 支出の内訳	
政治活動費	103,281

寄附・交付金	103,281
--------	---------

やすだ豊代後援会

報告年月日 25.02.15

期間 25.01.01～25.01.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

安浪じゅんいち後援会

報告年月日 25.07.02

期間 25.01.01～25.06.30

1 収入総額	256,277
前年繰越額	136,277
本年收入額	120,000
2 支出総額	253,616
3 本年收入の内訳	
寄附	120,000
個人分	120,000
4 支出の内訳	
経常経費	253,616
事務所費	253,616
5 寄附の内訳	
(個人分)	
井上啓子	120,000 尼崎市

山下栄治後援会

報告年月日 25.06.27

期間 25.01.01～25.06.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山田和広「創志」

報告年月日 25.03.27

期間 25.01.01～25.03.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山田としお兵庫県後援会

報告年月日 25.10.15

期間 25.01.01～25.10.11

1 収入総額	3,218,312
前年繰越額	3,186,706
本年收入額	31,606
2 支出総額	3,218,312
3 本年收入の内訳	
その他の収入	31,606
一件10万円未満のもの	31,606
4 支出の内訳	
経常経費	1,487,758
人件費	1,037,400

備品・消耗品費	398,288
事務所費	52,070
政治活動費	1,730,554
組織活動費	1,129,627
機関紙誌の発行その他の事業費	81,840
政治資金パーティー開催事業費	81,840
調査研究費	2,466
寄附・交付金	516,621

山本こうじ姫路後援会

報告年月日 25.09.02

期間 25.05.01～25.08.31

1 収入総額	5,128,245
本年收入額	5,128,245
2 支出総額	5,128,245
3 本年收入の内訳	
寄附	5,128,245
個人分	5,128,245
4 支出の内訳	
経常経費	2,741,005
人件費	72,400
光熱水費	70,000
備品・消耗品費	922,517
事務所費	1,676,088
政治活動費	2,387,240
組織活動費	225,010
寄附・交付金	2,162,230
5 寄附の内訳	
(個人分)	
山本幸数	1,500,000 姫路市
山本幸治	1,500,000 千葉県我孫子市
山本トヨ子	1,500,000 姫路市
小松田弘基	628,245 さいたま市緑区

山本陽三後援会

報告年月日 25.02.18

期間 25.02.08～25.02.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横山鏝造後援会

報告年月日 25.04.16

期間 25.01.01～25.04.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

吉識定和後援会

報告年月日 25.09.04

期間 25.01.01～25.08.31

1 収入総額	0
--------	---

2	支出総額		0
吉田増夫後援会			
報告年月日 25.03.26			
期間 25.01.01～25.03.26			
1	収入総額		0
2	支出総額		0
より良い神戸をめざす会			
報告年月日 25.03.19			
期間 25.01.01～25.03.19			
1	収入総額		0
2	支出総額		0
六甲台矢田たつお後援会			
報告年月日 25.12.06			
期間 25.01.01～25.12.06			
1	収入総額		665,747
	前年繰越額		25,561
	本年収入額		640,186
2	支出総額		665,747
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費（141人）		545,000
	寄附		95,186
	個人分		95,186
4	支出の内訳		
	経常経費		665,747
	人件費		51,000
	光熱水費		38,368
	備品・消耗品費		146,516
	事務所費		429,863
5	寄附の内訳		
	（個人分）		
	島 一 雄	95,186	神戸市兵庫区
ワタル後援会			
報告年月日 25.11.06			
期間 25.01.01～25.11.06			
1	収入総額		697,872
	前年繰越額		697,872
2	支出総額		0
~~~~~ ~~~~~ ~~~~~			
<b>兵庫県選挙管理委員会告示第13号</b>			
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。			
平成26年3月18日			
			兵庫県選挙管理委員会
			委員長 武 田 丈 蔵
1	政治団体の設立の届出		

## (1) 政党の支部

## ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
結いの党兵庫県第1区支部	井坂信彦	安里仁一郎	神戸市中央区八幡通4-2-14 トロア神戸ビル4階	衆議院議員
結いの党兵庫県第7区支部	島中光成	島中由圭	西宮市和上町1-29-3F	衆議院議員

## (2) その他の政治団体

## ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
一色俊哉後援会	一色俊哉	宮本直樹	芦屋市打出町5番22号301号室
医療福祉政策研究会ひょうご	川島龍一	北垣幸央	神戸市中央区磯上通6丁目1-11 兵庫県医師会館内
上田昌孝後援会	秋月元治	高田耕作	洲本市五色町鳥飼浦2059番地1
かしはら要を育てる会	高橋憲司	柏原健	たつの市揖西町土師451番地3
近藤あきふみ後援会	近藤昭文	高田長俊	洲本市中川原町二ツ石367
芝本まさし後援会	芝本昌志	芝本達也	加古川市加古川町木村447-3
しまづはるか後援会	島津明香	島津環	高砂市伊保東2丁目2-23
政治結社政経塾総本部	中野伸吾	中野伸吾	丹波市山南町和田472-2
青春党	成定旭	成定まさる	姫路市夢前町護持134-4
たてべ正人後援会	建部正人	増田芳樹	加古川市別府町新野辺新堀通1274-1
田中洋一郎後援会	田中洋一郎	田中優太	たつの市新宮町段之上382-7
のもと利明後援会	野本章	野本艶子	たつの市御津町黒崎262
はまのたかし後援会	濱野隆	濱野陽子	洲本市本町7丁目4番16号
氷見まさひろ後援会	氷見彰弘	氷見彰弘	加東市梶原377-1
松本裕之後援会	松本裕之	松本裕之	加古川市加古川町中津588-4
山本一郎後援会	山本一郎	山本佳子	加古川市加古川町平野201
吉富幸夫後援会	平田清	吉富茂美	川西市見野2丁目22番21号

## 2 届出事項の異動の届出

## (1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
公明党明石総支部	会計責任者	新	絹川和之
		旧	蓮池久志
公明党西神戸総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区つつじが丘7-11-11
		旧	神戸市垂水区名谷町3173-103
自由民主党兵庫県医療会	会計責任者	新	鈴木克司
		旧	山根敏彦

自由民主党兵庫県第六選挙区支部	主たる事務所の所在地	新	伊丹市中央1-2-6 グランドハイツコーワ 2-12
		旧	伊丹市中央1-2-5 グランドハイツコーワ 2-14
日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部	会計責任者	新	藤野 扶季子
		旧	大西 勝一
日本維新の会衆議院兵庫県第3選挙区支部	会計責任者	新	亀塚 万有美
		旧	西谷 佳子
民主党兵庫県第5区総支部	主たる事務所の所在地	新	篠山市西岡屋甲570-2
		旧	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新	梶原 康弘
		旧	水岡 俊一
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の種類) 参議院議員
民主党兵庫県第7区総支部	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル6階
		旧	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新	石井 登志郎
		旧	水岡 俊一
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係 政治団体 (公職の種類) 参議院議員
民主党兵庫県第2区総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区水木通3丁目1-8 川西ビル1 階
		旧	神戸市中央区中山手通4丁目17-2 セントラルビル3F
	代表者	新	向山 好一
		旧	水岡 俊一
	会計責任者	新	大谷 光洋
		旧	細田 恒男

	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 衆議院議員
		旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
青山けんじ後援会	主たる事務所の所在地	新	豊岡市中陰537-5
		旧	豊岡市中陰194-1
あさたに亜紀となかまの会	代 表 者	新	山 根 泰
		旧	鷲 坂 泰 弘
新しい世紀に新しい豊岡をつくる会	会 計 責 任 者	新	二 位 孝 夫
		旧	中 貝 龍 三
大串まさき後援会	主たる事務所の所在地	新	伊丹市中央1-2-6 グランドハイツコーワ 2-12
		旧	伊丹市中央1-2-5 グランドハイツコーワ 2-14
加西市医師連盟	代 表 者	新	米 田 秀 志
		旧	田 尻 英 一
加東市を豊かにする会	名 称	新	加東市を豊かにする会
		旧	北原豊後援会
	主たる事務所の所在地	新	加東市梶原377-1
		旧	加東市西古瀬429
	会 計 責 任 者	新	氷 見 泉 美
		旧	北 原 豊
小出のぶあつ後援会	会 計 責 任 者	新	細 見 宗 紀
		旧	枚 田 千 秋
最後の希望	名 称	新	最後の希望
		旧	西宮希望の女神
清水貴之後援会	会 計 責 任 者	新	藤 野 扶 季 子
		旧	実 井 朋 子
	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体

新 原 秀 人 後 援 会 (誇れる神戸、そして兵庫を創る会)	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区神田町5-16
		旧	神戸市須磨区飛松町2丁目3-5
ダブル・ウイングス・ネット	代 表 者	新	吉 田 裕 子
		旧	森 下 裕 子
徳 安 じ ゅ ん 子 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東難波町5-2-17 シンコム尼崎901号室
		旧	尼崎市東難波町5-7-18 むろいビル2階
中 貝 宗 治 後 援 会	会 計 責 任 者	新	二 位 孝 夫
		旧	中 貝 龍 三
西 播 磨 ビ ジ ョ ン フ ォ ー ラ ム	国会議員関係政治団体の区分	新	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 (公職の種類)衆議院議員
		旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体
西 村 ひ で か ず 後 援 会	会 計 責 任 者	新	谷 川 麻 美
		旧	岩 根 幸 子
原 口 い く お 後 援 会	会 計 責 任 者	新	仁 里 克
		旧	社 家 薫
兵 庫 県 医 師 連 盟	会 計 責 任 者	新	鈴 木 克 司
		旧	山 根 敏 彦
兵 庫 民 社	代 表 者	新	向 山 好 一
		旧	越 智 一 雄
	会 計 責 任 者	新	池 畑 浩 太 朗
		旧	永 尾 隆 保
壬 生 潤 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区つつじが丘7-11-11
		旧	神戸市垂水区名谷町3173-103
M I Y A N e t w o r k	主たる事務所の所在地	新	芦屋市川西町13-5-107
		旧	芦屋市清水町9-2
も み た に 宏 を 育 て る 会	会 計 責 任 者	新	田 平 幸 哲
		旧	廣 狩 正 文
森 下 や す 子 後 援 会	代 表 者	新	吉 田 裕 子
		旧	森 下 裕 子
山 口 由 美 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区学園東町6-12-1
		旧	神戸市西区北別府3-1-6-105
拉 致 被 害 者 を 救 う 会 兵 庫	名 称	新	拉致被害者を救う会兵庫
		旧	救う会兵庫

## 3 解散の届出のあった政治団体

## (1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
みんなの党神戸市会第6支部	吉田寿子	平成25年12月25日
みんなの党兵庫県第1区支部	井坂信彦	平成25年12月30日

## (2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
安心して元気な神戸をつくる会	雀部昌吾	平成25年12月31日
大西一好後援会	竹内元次	平成25年12月31日
北詰勝之助後援会	青位巽	平成25年12月30日
河本三郎後援会	河本三郎	平成25年12月31日
校友矢田たつお君を支援する神戸関大の会	西村太一	平成25年12月31日
新生兵庫懇談会	水越浩士	平成25年12月27日
武田丈蔵後援会	松谷英次郎	平成25年12月31日
西垣よしゆき後援会	西垣正之	平成25年12月31日
西島英利兵庫県後援会	川島龍一	平成25年12月31日
21世紀の新しい神戸をつくる会	矢田立郎	平成25年12月31日
ぬきなゆうな後援会	津川知久	平成25年12月31日
広瀬けんいち後援会	大木稠戈	平成25年9月30日
廣田利明後援会	陰山和良	平成25年12月30日
藤本邦之助後援会	廣田利行	平成25年12月31日
松本ひであき後援会	藤川良昭	平成25年12月31日
松本好郎後援会	松本好郎	平成25年12月31日
宮田弘後援会	福田則雄	平成25年12月30日
森田健治後援会	森田健治	平成25年12月31日
安井壮一郎後援会	安井壮一郎	平成25年12月31日
矢田たつお後援会連合会	雀部昌吾	平成25年12月31日
山上武司後援会	山上武司	平成25年12月31日
やまざわ慎太郎後援会	山澤慎太郎	平成26年1月8日

## 兵庫県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成26年3月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
一色俊哉	芦屋市議会議員	一色俊哉後援会	芦屋市打出町5番22号301号室	一色俊哉	平成26年1月6日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
新原秀人	衆議院議員	新原秀人後援会（誇れる神戸、そして兵庫を創る会）	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区神田町5-16
				前	神戸市須磨区飛松町2丁目3-5
				旧	神戸市垂水区日向2丁目2-4 垂水日向ビル3F
壬生潤	神戸市議会議員	壬生潤後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区つつじが丘7-11-11
				旧	神戸市垂水区名谷町3173-103
吉田裕子	神戸市議会議員	森下やす子後援会	代表者	新	吉田裕子
				旧	森下裕子

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
矢田立郎	神戸市長	21世紀の新しい神戸をつくる会	神戸市中央区磯辺通4-2-26 新芙蓉ビル8階	矢田立郎	平成25年12月31日
山上武司	西脇市議会議員	山上武司後援会	西脇市和田町634-90	山上武司	平成25年12月31日

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第5項中「3号給以上」を「1号給以上」に改め、「とあるのは「2号給」と」を削り、「とあるのは「1号給以下」と、第2項第1号」を「及び第2項第1号」に、「1号給以下」と、前項」を「零」と、前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第19条の3の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

別表第20昇格後の号給の欄中

56		55	
56		56	
56		56	
56		56	
57		56	
57		56	
58	を	57	に、
58		57	
59		57	
59		57	
60		57	
60		58	
61		58	

69		68	
70		69	
71		69	
72		70	
73		70	
74		71	
75	を	71	に、
76		72	
77		72	
78		73	
79		73	
80		74	
81		74	

51		50	
51		50	
52		51	
52		51	
53		51	
54		51	
55		52	
56		52	
57		52	
58		52	
59		53	
60		53	
61	を	53	に、

62	53
63	54
64	54
65	55
66	55
67	56
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61

33	32
33	33
34	33
34	33
35	33
35	34
36	34
36	34
37	34
37	35
38	35
38	35
39	35
39	36
40	36
40	36
41	37
41	37
42	38
42	38
43	39

を に、

29	28
29	28
30	29
30	29
31	29
31	29
32	30
32	30
33	30

33	を	30	に改める。
34		31	
34		31	
35		31	
35		31	
36		32	
36		32	
37		33	
38		33	
39		34	
40		34	
41		35	

別表第20の2中

44	を	43	に改める。
44		44	
44		44	
45		44	
45		44	
46		45	
46		45	
47		45	
47		45	
48		46	
48		46	
49		47	
49		47	
50		48	
50		48	
51		49	
51		49	
52		50	
52		50	
53		51	

別表第20の3中

29	を	28	に、
29		28	
29		29	
30		29	
30		29	
30		30	
31		30	
31		30	

31
32
32
32
33
33

31
31
31
32
32
32

「

「

49
49
49
50
50

を

48
48
49
49
49

に、

「

「

43
43
44
44
45
45
46
46
47

を

42
42
43
43
43
43
43
44
44
44

に改める。

別表第20の4中

「

「

92
92
92
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
97
97
98
98

を

91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
94
95
95
95
95
95
95

に、

99
99
100
100
101
101
102
102
103

95
96
96
96
97
97
98
98
99

」

」

「

「

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117

92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109

を

に、

」

」

「

「

69
70
71
72

68
68
69
69

73		69
73		69
74		70
74		70
75		70
75		70
76		71
76		71
77		71
78		71
79		72
80		72
81		73
81		74
82		75
82		76
83	を	77
83		77
84		78
84		78
85		79
86		79
87		80
88		80
89		81
90		82
91		83
92		84
93		85
94		86
95		87
96		88
97		89
98		90
99		91
100		92
101		93

に、

「

43
43
43
44
44
44
45

「

42
43
43
43
43
44
44

45		44
45		44
46		45
46		45
46		45
47	を	46
47		46
47		47
48		47
48		47
48		47
49		47
49		48
49		48
50		48
50		49
50		49
51		50
51		50

に、

38		37
39		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43	を	41
43		41
44		42
44		42
45		43
46		43
47		44
48		44
49		45

に改める。

別表第20の5昇格後の号給の欄中

101	100
101	100
102	100
102	100
103	100
103	100

104	100
104	100
105	101
106	101
107	101
108	101
109	101
110	101
111	101
112	101
113	101
114	101
115	102
116	102
117	103
118	103
119	104
120	104
121	105
122	106
123	107
124	108
125	109
126	110
127	111
128	112
129	113

を

に、

69	68
70	68
71	68
72	68
73	69
73	69
74	69
74	69
75	69
75	70
76	70
76	70
77	70
78	70
79	71
80	71
81	71

を

に、

82	71
83	72
84	72
85	73
85	74
86	75
86	76
87	77
87	77
88	78
88	78
89	79

69	68
70	69
71	69
72	70
73	70
74	71
75	71
76	72
77	72
78	73
79	74
80	75
81	76
82	77
83	78
84	79
85	80
86	81
87	82
88	83
89	84
90	85
91	86
92	87
93	88
94	89
95	90
96	91
97	92

を に、

53	52
----	----

54	53
55	53
56	53
57	53
58	54
59	54
60	54
61	54
62	55
63	55
64	55
65	55
65	56
66	56
66	56
67	57
67	58
68	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	65
75	66
76	66
77	67
78	67
79	68
80	68
81	69

を に、

「

49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56

「

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

57		52	
58		52	
59		53	
60		53	
61	を	53	に、
62		54	
63		55	
64		56	
65		57	
66		58	
67		59	
68		60	
69		61	
70		62	
71		63	
72		64	
73		65	
74		65	
75		66	
76		66	
77		67	

」

31		30	
31		31	
31		31	
32		31	
32		31	
32		32	
33		32	
33		32	
34		32	
34		33	
35		33	
35		33	
36		34	
36		34	
37		35	
38	を	35	に改める。
39		36	
40		36	
41		37	
42		37	
43		38	
44		38	
45		39	

46	39
47	40
48	40
49	41
50	41
51	42
52	42
53	43

」 」

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第5項中「3号給以上」を「1号給以上」に改め、「とあるのは「2号給」と」を削り、「とあるのは「1号給以下」と、第2項第1号」を「及び第2項第1号」に、「1号給以下」と、前項」を「零」と、前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

別表第15の2中

98	97
99	98
100	98
101	99
102	100
103	101
104	102
105	103
106	104
107	105
107	105
108	106
108	107
109	108
110	109
111	110
112	111
113	112

を に、

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37

39
40
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

に改める。

別表第15の3中

98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
107
108
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119

を

97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
107
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
118

に、

81
82
83
84
84

80
81
81
82
82

85
86
87
88
89
90
91
92
92
94
95
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113

を

83
84
85
85
86
87
88
88
89
90
91
91
92
93
94
95
96
97
97
98
99
100
101
102
103
104
105
105
106
107

に、

「

21
22
23
24
25
25
26
26
26
27
27
28
28
29
29

「

20
20
21
21
21
22
22
22
22
23
23
24
24
25
25

30		26
30		26
31		27
31		27
32	を	28
32		28
33		29
33		29
34		30
34		30
35		31
35		31
36		32
36		32
37		33
37		33
38		34
38		34
39		35
39		35
40		36
40		36
41		37

に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第12項及び第13項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

兵庫県教育委員会  
委員長 山 口 徹

**兵庫県教育委員会規則第2号**

**教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号中「実務の検定を必要とする者」の右に「(免許法附則第19項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 実務の検定を必要とする者(免許法附則第19項の規定の適用を受ける者に限る。)にあっては、実務に関する証明書(様式第6号の2)

第8条の2第7号中「様式第6号の2」を「様式第6号の3」に改める。

第16条中「第13項」を「第14項」に改める。

様式第2号中「禁錮以上の刑に処せられた者」の右に「(執行猶予を含む。)」を、「懲戒免職」の右に「又は

分限免職」を加える。

様式第3号注2を次のように改める。

- 2 「種類」の欄には、教育職員免許状（旧令による免許状を含む。）又は教育職員免許状授与の基礎資格（看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、第一級無線技術士等をいう。）について、「小二」、「看護師」のように記入すること。

様式第6号の2を様式第6号の3とし、様式第6号の次に次の様式を加える。

様式第6号の2（第7条関係）

実 務 に 関 す る 証 明 書

氏 名 _____  
 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

1 良好な成績で勤務した期間等

雇用期間	実労働時間	職名
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	

上記期間のうち、勤務しなかった期間

（年次休暇、病気休暇、休職、産前・産後休暇及び育児休業等の休暇事由ごとに記入すること。）

勤務しなかった期間	事由	備考
上記期間のうち、計 _____ 日	年次休暇	
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		

2 施設の概要

施設名 （認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記入すること。）	
認可等年月日 （認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。）	年 _____ 月 _____ 日
所在地	
電話番号	

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施 設 名 _____  
 証 明 者 _____



様式第10号中

「

異 動 前	本 籍	都・道・府・県
	氏 名	

異 動 後	本 籍	都・道・府・県
	氏 名	

を  
「

異 動 前	本 籍	都・道・府・県
	(ふりがな) 氏 名	
異 動 後	本 籍	都・道・府・県
	(ふりがな) 氏 名	

に改める。

様式第15号から様式第21号までの様式中

「 (ふりがな)

氏 名.....㊦ を

「 (ふりがな)

氏 名.....㊦ (本籍地 .....【都道府県名又は国名のみ記入】) に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。



学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

兵庫県教育委員会  
委員長 山 口 徹

兵庫県教育委員会規則第 3 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（区域外就学等の届出の通知手続）

第20条 政令第13条の2の区域外就学等の届出があったときの通知は、様式第22号の通知書によらなければならない。

第21条を削り、第21条の2を第21条とする。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第20条関係）

兵庫県教育委員会様

号  
年 月 日

市 教育委員会 ㊦  
町

区域外就学等の届出に関する通知書

区域外就学等の届出が下記のとおりあったので、学校教育法施行令第13条の2の規定に基づき通知しま

す。

記

- 1 児童（生徒）氏名
- 2 生 年 月 日
- 3 在 学 校 名
- 4 学 年
- 5 障 害 種 別
- 6 保 護 者 住 所
- 7 保 護 者 氏 名
- 8 就 学 先 学 校 名
- 9 区域外就学の理由
- 10 就 学 の 期 日

様式第23号を次のように改める。

様式第23号 削除

様式第24号中「(第21条の2関係)」を「(第21条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。